

下呂市監査告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年12月23日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和2年度

定期監査結果報告書

(11月実施分)

下呂市監査委員

第1 監査の実施

1 本基準に準拠している旨

監査委員は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

3 監査の対象

令和2年4月から令和2年10月まで（一部令和元年度含む。）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

部 等	課 等
【健康福祉部】	社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 健康医療課 小坂診療所管理課 たけはらこども園
【萩原振興事務所】	萩原地域振興課
【小坂振興事務所】	小坂地域振興課
【下呂振興事務所】	下呂地域振興課
【金山振興事務所】	金山地域振興課
【馬瀬振興事務所】	馬瀬地域振興課
【会 計】	会計課
【教 育 部】	教育総務課 学校教育課 宮田小学校 下原小学校 東第一小学校 中原小学校 萩原南中学校 竹原中学校

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所：下呂市役所下呂庁舎、星雲会館、萩原農事センター、下呂市民会館、金山振興事務所、馬瀬振興事務所、小坂振興事務所、宮田小学校、下原小学校、東第一小学校、中原小学校、萩原南中学校 竹原中学校、たけはらこども園

(2) 日 程：令和2年11月9日から令和2年11月19日まで

第2 監査の結果

【指摘事項】

1 随時の収入にかかる調定事務について

自治法第 231 条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。

随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を収受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり、事後調定をせざるを得ないと考えられる。

このような収入については、事務の簡素化を図るため一定期間分をまとめて一括で調定できるよう、市会計規則にその旨を規定することが必要と思われるが、本市においては事後調定に関する規定がないことから、市会計規則に一括して調定できる旨の規定を整備されたい。

前段の収入の性質上、事後調定せざるを得ないもの以外は、収入に当たっては、歳入金 of 収納前に調定（以下「事前調定」という。）を行うことが前提になることから、その都度調定し、それに基づいて収納することが必要となると思われる。

今回の監査により、各振興事務所が取り扱う施設使用料の調定状況について確認したところ、一部の施設使用料について、その都度事前調定されるべきところ、一括で調定されている事案が確認されたほか、収入年度の誤りがある事案が確認されたことから、適正な事務に努められたい。

(各振興事務所・会計課)

2 小坂振興事務所屋上改修工事の支出予算科目について

小坂振興事務所屋上改修工事の歳出予算科目は、（款）総務費（項）総務管理費（目）自治振興費で執行されている。

自治法第 216 条の（歳入歳出予算の区分）に歳出予算にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならないとされ、自治法施行規則第 15 条（別記）により詳細に予算科目が示されている。

自治法の規定に照らしてみると、（目）自治振興費には、主に区等自治会の運営に必要な経費の一部（補助金等）を計上し、（目）財産管理費には、市有財産に要する経費を計上することが適当であると思われる。これらのことから、小坂振興事務所屋上改修工事の歳出予算科目は（目）財産管理費から支出することが適当であったと考えられるので、予算編成段階においては、所要経費を計上する予算科目（款・項・目）の区分について再確認され、その目的に従って予算計上されたい。

(小坂振興事務所)

3 会計帳簿の管理について

下呂市会計規則第 75 条第 2 項に会計管理者が備えなければならない帳簿は、歳入簿、歳出簿、現金出納簿、基金内訳簿（台帳）、有価証券整理簿及び一時借入金整理簿であり、所定の事項を記載しなければならない旨が規定され、これらの帳簿の保管については、同規則同条第 3 項に財務会計システムにデータを保管する場合は、帳簿の備え付けを省略することができる旨が規定されている。

特に歳入簿、歳出簿及び現金出納簿は、歳入歳出予算の執行に係る計数を記録する主なものであることから、自治体の出納・決算に係る書類の中で、最も重要なものの一つである。

下呂市の文書管理は、下呂市公文書規程第 35 条に、文書はファイリングシステムより管理するものと規定され、第 37 条で金銭及び物品の出納に関するものの保存期間は 10 年と規定されている。文書保存の方法は、第 38 条で保存文書箱に収納して書庫に格納する旨が、また、第 39 条第 1 項で保存文書は、毎年度、書庫に搬入するものとする旨が規定されていることから、文書の保存は紙媒体を前提としている。

また、ファイリングシステムの研修資料によると、文書の保管は、事務所内に設置されている現年度のキャビネットまたはファイルボックス（緑色）の収納場所に置いておくこと、保存は、保存年限が来るまで箱単位で書庫等に置いておくことと定義されている。

今回の定期監査において、歳入簿、歳出簿、現金出納簿の保管及び保存状況について確認したところ、保管、保存共に紙媒体ではなく、財務会計システムによりデータで保管、保存されており、紙媒体による保存はしていないとの説明を受けた。

文書の発生から廃棄するまでの流れを記録する一覧表として位置づけされている「ファイル基準表」にも歳入簿、歳出簿及び現金出納簿が登載されていないことから紙媒体では保存されていないと思われる。

合併以降、平成 26 年度まで使用された旧財務会計システムの帳簿は、金山振興事務所電算室にある旧財務会計システムのサーバーからでなければ帳票の出力ができず、システムの保守期限も切れていることから今後閲覧できなくなることも心配される。

ICT 化が推進される中、文書の紙媒体での保存は合理的でない面もあることから、県内の会計管理者会等において他市の状況を確認され、公文書の取扱い担当課である総務課と協議を行い、市の公文書は市民の財産であるという認識に立ち、情報公開にも確実に対応できる安全で適切な文書保存・管理に努められたい。

(会計課)

4 非常勤特別職の報酬等について

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日、下呂市いじめ防止等対策推進条例（以下「条例」という。）が施行され、下呂市いじめ問題対策連絡協議会、下呂市いじめ問題専門委員会及び下呂市いじめ問題再調査委員会を置くことが規定されている。

これらの委員に対する報酬について、自治法第 203 条の 2 第 1 項に「普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員（略）に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定され、同法同条第 5 項には「委員等に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

6 月 2 日にいじめ問題専門委員会が開催され、出席委員に対して報酬及び費用弁償が支払いされているものの、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条別表には、いじめ問題専門委員会委員について、個別に規定されておらず、同別表最下段に規定されている「地方自治法第 174 条に定める専門委員（略）」に該当するという認識のもと、「市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額」と判断され、報酬額が決定されていることを聞き取りにより確認した。

いじめ問題専門委員会は、法第 14 条第 3 項に「（略）教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」と規定されているもので、条例第 9 条第 1 項にその設置について規定しているものである。

以上のことから、いじめ問題専門委員会は、自治法第 174 条に規定される専門委員等ではなく、自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される附属機関であり、当該委員の報酬額について、自治法第 174 条に規定される専門委員等に該当するとした判断は、適正を欠いている。

いじめ問題専門委員会委員に対する報酬、費用弁償については、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条別表中に個別に委員の名称、報酬額等を掲げる措置を講じられたい。

(教育総務課・学校教育課)

【意見】

1 金山地域小学校統合に伴う廃校校舎等の利用について

現在、金山地域小学校 4 校の統合に向け、その準備が進められている。

令和 3 年 4 月から、下原小学校、東第一小学校及び菅田小学校は廃校となるが、今後、下呂市が所有・管理していくのか地元地縁団体等が活用するか、その利用方法について議論されている。

議論を尽くした結果、活用方法が決まらなかった場合には、今後、市の費用負担や費用対効果を考慮し、最善のあり方について検討されたい。

(教育総務課・学校教育課)

2 医師確保奨学資金基金の利用促進について

本年度も監査実施日時点において、利用がなく 45,900,000 円の基金が定期預金として積み立てられている。

医師の確保は、地域医療に欠くことができない重要な要素である。

この基金の目的である医師確保のための利用促進を図るため、市ホームページ等での周知はもちろん、市内の児童生徒及び保護者にこの奨学金制度を周知するなどし、将来、地域医療を担いたいという熱い気持ちを持つ児童生徒の活用を促すことを検討されたい。

(健康医療課)

3 原材料支給及び重機借上げ制度に係る予算執行について

令和元年度 11 月実施の定期監査の指摘事項を受け、現在、原材料支給・重機借り上げ事業実施要綱の作成作業が進められているところであるが、今回の定期監査において再度、執行状況について確認したところである。

予算の執行状況を確認すると、申請者の責任において実施すべきものであり、市に管理責任、経費負担義務は認められない事業に支出されている案件が確認された。

自治法第 232 条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されており、申請された事業について、市の管理責任において、市が直接事業を実施した際に要する経費の全部又は一部について、負担が生じる事業について対象とするべきである。

現在、原材料支給・重機借り上げ事業実施要綱の作成作業中であることから、令和元年 11 月の定期監査及び今回の定期監査指摘事項も含めて、対象事業が明確に判断できる要綱とされたい。

(各振興事務所)